

Press Release

平成 23 年 2 月 1 日

各 位

三菱UFJ投信株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

三菱UFJ投信：『MAXIS S & P東海上場投信』 新規設定について

追加型 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

三菱UFJ投信株式会社(取締役社長:後藤俊夫)は、ETF「MAXIS」ブランドの第6弾『MAXIS S S & P東海上場投信』(銘柄コード:1553)を2月21日(月)に新規に設定いたします。なお、名古屋証券取引所への上場は2月22日(火)を予定しています。

本ETFは、東海地方(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)に本社を有する企業で構成されている株価指数「S & P 日本地域別指数-東海-」に連動する成果をめざして運用を行います。

地域別指数を対象としたETFは国内初の上場になります。

当初設定時における指定参加者は、東海東京証券株式会社をはじめとした7の証券会社となる見込みです。

三菱UFJ投信は、引き続き投資家の皆様のニーズにお応えするために、新しい「MAXIS」の開発と更なる「MAXIS」ラインナップの拡充に努めてまいります。

【S & P 日本地域別指数-東海-について】

S & P 日本地域別指数-東海-とは、わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、東海地方(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)に本社を有する企業で構成されている株価指数です。

構成銘柄は、流動性等のスクリーニングを経た銘柄群の中から、浮動株修正時価総額上位50銘柄を選定します。

2001年(平成13年)9月21日(終値)の時価総額を1,000として指数化しており、S & Pが算出・公表しています。^(注)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額を修正します。

(注)算出方法:算出時の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 1,000

なお、S & P 日本地域別指数-東海-の指数値や指数構成銘柄リスト等の情報は、S & Pの日本語公式ホームページをご参照下さい。

ホームページ <http://www.standardandpoors.co.jp/>

同ETFの概要は以下の通りです。

商品概要

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	名古屋証券取引所
設定日(上場予定日)	2011年2月21日(2011年2月22日)
信託期間	無期限
決算日	年2回(1月16日および7月16日) なお、第1回目の決算日は2011年7月16日とします。
ベンチマーク	S & P 日本地域別指数-東海-
取引所における売買単位	10口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される と の合計額とします。 純資産総額 × 年0.525%以内(税抜 年0.5%以内)(2011年2月21日現在:年0.525%(税抜 年0.5%)) 有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の52.5%以内(税抜 50%以内)の額 の配分(委託会社)年0.4725% (受託会社)年0.0525% の配分 委託会社と受託会社で折半
ファンドの上場に係る費用	2011年2月21日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.007875%)、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.007875%)、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.007875%)、その他新規上場に係る費用(52.5万円)
対象指数についての商標(これに類する商標含む)の使用料	2011年2月21日現在:信託財産の純資産総額に年0.05%(上限)を乗じて得た額
その他費用(*)	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・交換請求されるお客さま向け	
上場市場	名古屋証券取引所
設定日(上場予定日)	2011年2月21日(2011年2月22日)
信託期間	無期限
決算日	年2回(1月16日および7月16日) なお、第1回目の決算日は2011年7月16日とします。
ベンチマーク	S & P 日本地域別指数-東海-
取得申込みの受付	継続申込期間において、原則として、その申込みの翌営業日を受付日として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。
取得価額	当初設定 : 1口当たり当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額(円単位未満は切り上げるものとします。) 継続申込期間:取得申込受付日の基準価額 ファンドの基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
交換請求の受付	2011年4月21日以降において、その請求の翌営業日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換を請求できます。ただし、交換の請求ができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 なお、解約の請求はできません。
交換単位	委託会社が定める一定口数
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
申込時に直接ご負担いただく費用	
申込手数料	販売会社が定める額 詳しくは販売会社にご確認ください。
交換時に直接ご負担いただく費用	
換金手数料	販売会社が定める額 詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	なし

保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下により計算される と の合計額とします。 純資産総額×年0.525%以内(税抜 年0.5%以内)(2011年2月21日現在:年0.525%(税抜 年0.5%)) 有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の52.5%以内(税抜 50%以内)の額 の配分 (委託会社) 年0.4725% (受託会社) 年0.0525% の配分 委託会社と受託会社で折半
ファンドの上場に係る費用	2011年2月21日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して 0.007875%)、追加上場料(追加上場時の増加額に対して 0.007875%)、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大 0.007875%)、その他新規上場に係る費用(52.5万円)
対象指数についての商標 (これに類する商標含む) の使用料	2011年2月21日現在:信託財産の純資産総額に年0.05%(上限)を乗じて得た額
その他費用(*)	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 詳しくは投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。	

当ファンドの主なリスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

【その他の留意点】

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

【リスクの管理体制】

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

【 三菱UFJ投信のETFシリーズ統一ブランド「MAXIS(マクシス)」について 】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客様の投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ投信の思いが込められています。

三菱UFJ投信の設定するETFについてはこの「MAXIS」ブランドを统一的に使用し、引き続きお客様のさまざまな投資スタイルにお応えできるようなラインナップの拡充をめざしてまいります。



本商品は、The McGraw-Hill Companies, Inc. の一部門である Standard & Poor's(以下「S & P」という)によって資金提供、保証、売買又は販売促進されるものではない。S & Pは、本商品の所有者若しくは一般の者に対して、一般に証券について若しくは特に本商品に対する投資の妥当性に関して、又はS & P 日本地域別指数-東海-の株式市場の運用成績を追跡する能力に関して、明示的にも黙示的にも、表明又は保証するものではない。S & Pのライセンサーに対する唯一の関係は、S & Pの特定の商標及び商号についてのライセンスを行うこと、並びにS & Pによりライセンサー又は本商品と関係なく決定、作成及び計算されたS & P 日本地域別指数-東海-についてライセンスすることである。S & Pは、S & P 日本地域別指数-東海-の決定、作成及び計算において、本商品のライセンサー又は所有者の要求を考慮に入れる義務を負わない。S & Pは、本商品の価格及び量の決定、本商品の発行若しくは販売の時期の決定、又は、本商品を現金に換算する方程式の決定若しくは計算に、責任を負わず、また関わっていない。S & Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負うものではない。

S & Pは、S & P 日本地域別指数-東海-、又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証しない。また、S & Pは、当該商品に含まれる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わないものとする。S & Pは、S & P 日本地域別指数-東海-又はそれらに含まれるデータの使用により、ライセンサー、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に関して、明示的にも黙示的にも保証しないものとする。また、S & Pは、S & P 日本地域別指数-東海-又はそれに含まれるデータに関して、その市場性又は特別な目的若しくは使用への適合性について、明示若しくは黙示の保証を行わず、かつあらゆる保証を放棄する。前述のいずれかを制限することなく、S & Pは、特別な、懲罰的な間接の又は派生的な損害(逸失利益を含む)の可能性を通知されたとしても、かかる損害に対して何ら責任を負わないものとする。

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の購入のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上